

平成20年第2回糸魚川市議会定例会会議録 第6号

平成20年6月18日(水曜日)

議事日程第6号

平成20年6月18日(水曜日)

午前10時00分 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 所管事項調査について
- 日程第3 地域情報化調査推進について
- 日程第4 議案第131号から同第134号まで、議案第136号、
議案第137号及び請願第1号
- 日程第5 議案第138号、議案第139号及び同第141号並びに請願第2号、
請願第3号及び発議第7号
- 日程第6 議案第135号、陳情第8号及び発議第8号
- 日程第7 議案第140号
- 日程第8 閉会中の継続審査及び調査について
- 日程第9 糸魚川市農業委員会委員の推薦について

+

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 所管事項調査について
- 日程第3 地域情報化調査推進について
- 日程第4 議案第131号から同第134号まで、議案第136号、
議案第137号及び請願第1号
- 日程第5 議案第138号、議案第139号及び同第141号並びに請願第2号、
請願第3号及び発議第7号
- 日程第6 議案第135号、陳情第8号及び発議第8号
- 日程第7 議案第140号
- 日程第8 閉会中の継続審査及び調査について
- 日程第9 糸魚川市農業委員会委員の推薦について

応招議員 29名

出席議員 29名

1番	甲村	聰君	2番	保坂	悟君
3番	笠原	幸江君	4番	渡辺	重雄君
5番	中村	実君	7番	平野	久樹君
8番	田原	実君	9番	五十嵐	哲夫君
10番	五十嵐	健一郎君	11番	保坂	良一君
12番	高澤	公君	13番	倉又	稔君
14番	久保田	長門君	15番	大滝	豊君
16番	斉藤	伸一君	17番	伊藤	文博子君
18番	伊井澤	一郎君	19番	鈴木	勢子君
20番	猪又	好郎君	21番	古畑	浩一君
22番	山田	悟君	23番	池亀	宇太郎君
24番	大矢	弘君	25番	松尾	徹郎君
26番	畑野	久一君	27番	野本	信行君
28番	関原	一郎君	29番	新保	峰孝君
30番	松田	昇君			

欠席議員 0名

+

説明のため出席した者の職氏名

+

市長	米田	徹君	副市長	栗林	雅博君
収入役	倉又	孝好君	総務企画部長	本間	政一君
市民生活部長	小林	清吾君	建設産業部長	渡辺	和夫君
総務課長補佐	田原	秀夫君	総務企画部次長	織田	義夫君
能生事務所長	池亀	郁雄君	企画財政課長	七沢	正明君
市民課長	金平	美鈴君	青海事務所長	小掠	裕樹君
市民生活部次長	小林	忠君	福祉事務所長	田鹿	茂樹君
健康増進課長	早水	隆君	商工観光課長	山崎	利行君
農林水産課長	岡田	正雄君	建設産業部次長	細井	建治君
新幹線推進課長	吉岡	隆行君	建設課長	小松	敏彦君
消防長	山岸	洋一君	ガス水道局長	渡辺	千一君
教育委員会教育次長	渡辺	辰夫君	教育長	山崎	弘易君
教育総務課長			教育委員会学校教育課長		
教育委員会生涯学習課長			教育委員会文化振興課長		
中央公民館長兼務			歴史民俗資料館長兼務		
市民図書館長兼務			長者ヶ原考古館長兼務		
勤労青少年ホーム館長兼務					
監査委員事務局長	結城	一也君			

事務局出席職員

局長 神 喰 重 信 君 副 参 事 猪 又 功 君
主任 主 査 松 木 靖 君

午前10時00分 開議

議長（五十嵐健一郎君）

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

欠席通告議員はありません。

定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

日程第1．会議録署名議員の指名

議長（五十嵐健一郎君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、3番、笠原幸江君、23番、池亀宇太郎議員を指名いたします。

次の日程に入ります前に、休会中、議会運営委員会が開かれておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

高澤 公議会運営委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

高澤委員長。〔12番 高澤 公君登壇〕

12番（高澤 公君）

おはようございます。

議会運営委員会が開かれておりますので、その報告を行います。

本日9時半より議会運営委員会が開催されておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

まず、委員長報告につきましては、総務財政常任委員長及び文教民生常任委員長から休会中の所管事項調査について報告をしたい旨の申し出があり、これを本日の日程事項とすることで、委員会の意見の一致をみております。

次に議員発議として、発議第7号、北陸新幹線開業に伴う並行在来線に対する支援に関する意見書、発議第8号、へき地級地見直しに関する意見書の2件が所定の手続を経て提出されました。

これを本日の本会議の日程事項とし、委員会付託を省略し、即決にてご審議いただきたいことで、

委員会の意見の一致をみております。

次に、糸魚川市農業委員会委員 2 名の推選についてを本日の日程事項とすることで、委員会の意見の一致をみております。

以上で、議会運営委員会の委員長報告を終わります。

議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

ただいまの委員長報告のとおり進めることにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいまの委員長報告のとおり進めることに決しました。

日程第 2 . 所管事項調査について

+

+

議長（五十嵐健一郎君）

日程第 2、所管事項調査についてを議題といたします。

本件については休会中、総務財政常任委員会及び文教民生常任委員会が開かれ調査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

倉又 稔総務財政常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

倉又委員長。〔 13 番 倉又 稔君登壇〕

13 番（倉又 稔君）

おはようございます。

総務財政常任委員会では、会期中の 6 月 12 日に、大規模開発についての所管事項調査を行っておりますので、ご報告いたします。

電気化学工業株式会社青海工場は、大正 10 年からカーバイドの原料などとして、また、昭和 29 年からはセメントの原料としても石灰石の採掘をしてきました。

現在は年間約 350 万トン採掘していますが、そのほとんどを採掘している西山切羽の採掘可能量があと数年ということから、東山切羽の南側に新たな採掘場の造成を行うというものです。

開発区域の全体計画は、開発面積 107.9 ヘクタール、標高 680 メートルから 160 メートルまで掘り下げ、30 年間で約 9,600 万トン採掘する計画です。

今回の大規模開発は、全体計画のうち開発面積 84.1ヘクタール、平成29年までの10年間で約1,600万トンを採掘する第1期計画分で、標高450メートルまで掘り下げるといふものです。

昨年の明星セメント株式会社田海鉦山の開発に引き続き、当市の基幹産業の最大手企業が大規模開発に着手するとともに、石灰石を原料とするクロロプレン（合成ゴム）の増産計画に伴うプラント建設費などを含め400億円に迫る設備投資を行うことは、当市にとって、その相乗効果に大きな期待を寄せるものです。

各委員会からは特段の意見もなく、調査を終了しています。

以上、総務財政常任委員会所管事項調査報告を終わります。

議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

次に、斉藤伸一文教民生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

斉藤委員長。〔16番 斉藤伸一君登壇〕

16番（斉藤伸一君）

おはようございます。

今、会期中の6月16日に文教民生常任委員会を開催し、糸魚川市火葬場整備基本計画（案）について所管事項調査を行っておりますので、その経過と結果につきましてご報告を申し上げます。

担当課より、火葬場整備基本計画（案）として、1、糸魚川市における火葬場整備の必要性、2、将来需要予測、3、火葬場整備基本方針、4、施設整備計画、5、概算事業費、6、事業計画、7、管理運営についての状況説明を受けております。

なお、今後の予定として、6月17日から7月16日までの1カ月間、市民からパブリックコメント、すなわち市民から意見や情報を提出していただく制度のパブリックコメントを募集し、その後所定の手続きを経て、計画決定する予定とのことでありました。

質疑応答において委員より、能生地域に対し能生火葬場の今後も踏まえた住民への周知徹底についての質問には、能生地域の皆様には、昨年度地域審議会の中で整備方針と、それから能生の火葬場については、使える間は使うが、将来的にはこの新しい火葬場1つで進めていくということで、

進めさせていただいた。

今後については、この基本計画案がパブリックコメントにて意見をいただく中で、市民の皆様の中に浸透していくものと考えているとの答弁がありました。

委員より、能生の住民の方々が理解した上で進めていただきたいとの要望、及び能生地域はCATVがあり、CATVを使った周知強化を行ってはとの提言もなされております。

また委員より、人の終末において火葬され、最後のお別れをするという空間を、どのように考えていったらいいのかといったときのシンボル性なり、あるいは象徴性という、人間の心に何か訴えるものの配慮を何か取り上げていく意思が必要であり、デザインを考えるべきである。

単なる施設と火葬場との違いを出すために、お金をあまり節約しないでいただきたい。施設のように見えるような火葬場では残念であり、配慮をお願いしたいとの意見に対し、副市長より、今まで寄せていただいたご意見については、どの段階で反映していけばいいかというのは事務当局にお任せいただきたい。また、庁内でもこういう意見があったという形で、もう一度再調整してみたいと思っているとの答弁がありました。

その他、多くの質疑応答がなされておりますが、特段報告する事項はありませんが、パブリックコメントの結果や委員会の意思の反映状況等、今後も継続調査を行っていくことを確認し、委員会を終了いたしております。

以上で、文教民生常任委員会所管事項調査報告を終了いたします。

議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

+

議長（五十嵐健一郎君）

新保議員。

29番（新保峰孝君）

お聞きいたします。

パブリックコメントについては、どのように説明、報告されていたかお聞きしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

斉藤委員長。〔16番 斉藤伸一君登壇〕

16番（斉藤伸一君）

パブリックコメントにつきましては、担当課の方からは6月17日から1カ月間、市民の皆さんからの意見を伺うということであります。

議長（五十嵐健一郎君）

ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

+

+

日程第3．地域情報化調査推進について

議長（五十嵐健一郎君）

日程第3、地域情報化調査推進についてを議題といたします。

地域情報化調査推進特別委員会に付託中の本件について、同委員会から中間報告を行いたい旨の申し出がありますので、これを許します。

古畑浩一地域情報化調査推進特別委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

古畑委員長。〔21番 古畑浩一君登壇〕

21番（古畑浩一君）

それでは、地域情報化調査推進特別委員会委員長報告並びに所管事項調査につきまして、ご報告を申し上げます。

当委員会では、9月定例議会においての中間報告以来、平成19年10月2日、同11月8日、平成20年1月21日、3月6日、4月22日、5月12日、5月26日の計7回、通算10回の委員会を開催しておりますので、その経過と結果につきましてご報告申し上げます。

行政における国の定める2010年の完全ブロードバンド化に向けて、これまでNTT方式によるものとCATV方式による整備法で検討を進めてまいりましたが、いずれもソフト面、ハード

面、事業費など優劣つけがたく、両社の提案を白紙に戻し、当面はNTTが整備しない不採算地域、主に中山間地については行政が光ファイバーによる公共イントラとして整備をしたい。その後、公共イントラを民間業者に貸し出すこととしたいとの方針が発表されました。

その後、3月7日に上越ケーブルビジョン株式会社より、民設民営による新たな提案がなされ、地域情報化調査推進特別委員会協議会を開催し、JCV常務取締役、尾崎正弘氏よりの提案説明を受けております。

提案では、昨年度の妙高市での民設民営による整備方式を例に取り、

整備主体、上越ケーブルビジョン株式会社。

整備の費用、約23億円、前回提案の31億円から引き込み線・ONU・宅内配線の費用を控除した金額。

月額利用金額、現JCV料金、放送3,045円 通信5,250円。

国庫補助金の活用、国庫補助率の4分の1を基本とする。23億円の事業費とすると5億7,000万円、国庫補助の採択要件によっては、国庫以外の市単補助等でもよい。

実施時期、2年から3カ年、国庫補助金は単年度認可のため国との協議が必要。

地域イントラの整備については、不要である。市が地域イントラを整備する場合は、加入者系の予備芯をJCVが借り上げ、事業費負担や必要最低加入世帯の数値を下げる事が可能となる。

必要加入率、旧能生町エリアを除く60%。放送と通信は別カウントで、1世帯で放送と通信の両方に加入した場合は2と数える。また、補助率によって必要加入率は変動する。

JCVへの出資金、第三セクターとなるために1円以上の出資が必要。他市の例では上越市500万円、妙高市200万円。

将来の人口減少により、目標加入率の維持が困難になった場合でも、行政負担は考えていない。

能生CATVについては、一体運営は可能であるが、現在の市直営での料金体系では困難。JCV料金となる。激変緩和措置などについては考慮するが、行政から要請がない状況では、具体的な話しはできない。今回の提案とは切り離して考えたい。

糸魚川市のコミュニティチャンネルとして借り上げた場合の使用料については、具体的な要請がない状態であるが、例とするならば旧大潟町では月額10万円である。

その他、加入促進の活動や受益者負担の軽減については、今後、行政と具体的な協議が必要。妙高市では行政主導で加入促進を図り、初期工事費など一定期間契約者に対して無料などのサービスを行っているなどの提案を受けました。

なお、説明の中で出された事業費などは確定ではなく、あくまでも概算。補助金や加入率については妙高市の例によるもので、糸魚川市との協議の中で条件整備をしていきたい。

数字の一人歩きにつきましては、ご配慮願いたいとのことでありました。

この提案を受けて、行政では庁内検討を行い、5月12日の委員会において、その検討結果として、上越ケーブルビジョン株式会社よりの提案は当市としても、大変有利な提案ととらえた。

これをぜひともという委員皆さんの意見もあり、前に進めて行きたいと考えるが、解決すべき課題もあり、行政側として詰めたい部分もあったことから、5月9日にJCVの大島社長と会談し、

早急に調整させてもらいたいと要請。

これに対して5月12日現在のところ回答はないが、市民が、より多く参加していただけるように検討している。委員の皆様からもご協力をいただきますようお願いいたしますと市長から方針が発表され、今後、加入率の問題、能生のCATVの運営形態、どこの地区から始めるかという整備スケジュール、コミュニティチャンネルの制作や配信の仕方、行政イントラの詳細な条件、国庫補助金の25%が受けられる可能性と、受け取れなかった場合の対応。糸魚川市の出資金等について、検討していきたいという課題も示されました。

この方針を受けて委員会では、能生のCATVの扱いについては、JCVに経営移譲した場合に月額1,500円の使用料が3,000円と倍額になるのではないかと。逆に1,500円に据え置いた場合、新たな料金格差が生ずるなど論議を交わしましたが、これもJCV側の条件ではなく、行政側としての考え方を明確にすることで、今後、継続的に協議をすることとし、市民の意向調査、またはアンケート等については、以前に市民の検討委員会等でケーブルテレビによる整備の意向が多いと聞いている。したがって、今後アンケートや意向調査をする場合は細部を協議し、市としてのスタンスを明確にしてから、市民に対して投げかけていきたいという答弁がありました。

今後のタイムスケジュールについては、8月ごろまでに、来年度着手するかどうかを国に対して態度を明確にする必要があることから、6月議会中をめぐり、細部については検討していきたい。

方針につきましては、6月議会でもう一度発表をする。細部につきましては、11月から12月をめぐり決定をしていきたい。申請をして、国からの決定は2月以降になるとのことです。

委員会側からは、事業推進に当たって行政にとってのメリット・デメリット、それから、受益者、市民に対してのメリット・デメリットもあわせて検討していくべきではないか。方針が決まったことから、糸魚川市の情報戦略基盤というものをもう一度明確にすべきである。有線を使ったさまざまなサービスも考えられるが、その中で、いわゆる緊急時、災害時に対する新たなシステムとしてFM放送も可能となってくるのではないかと。その可能性についても、今後JCV側と調査検討をしてほしいとの要望も出されました。

詳細につきましては、なおJCV側との協議に時間が必要とすることで継続協議となっております。

このほか委員からは、より専門的な見地からさまざまな意見が出されておりますが、膨大な会議録であることから省略をさせていただきます。

次に、地域情報化調査推進特別委員会所管事項調査を行っておりますので、あわせてご報告をさせていただきます。

当委員会では、閉会中の所管事項調査として市外調査を行っております。その結果につきまして、ご報告を申し上げます。

市外調査につきましては昨年9月の報告以来、昨年10月2日には、上越ケーブルビジョン株式会社と株式会社NTT東日本上越営業支店で当市からの質問事項はじめ、各社の事業展開とサービス内容についてなどを調査項目として行っております。

また、今年に入り2月12日に、東京のNTTグループNOTEで、次世代ネットワークNGNについて、2月13日には、長野県須坂市の須高ケーブルテレビ株式会社で、サービス内容や経営状況についてなどを調査項目として行っております。

まず、昨年10月2日の上越ケーブルビジョン株式会社での調査ではありますが、それまでの提案に対して質問項目による確認のほか、新たな導入法として、上越市でのサービスエリア拡大に関する取り組みでは幾つかの条件が必要となるが、民設民営のプランが出ていること。また、JCVがCCJという共同持ち株会社を設立し、経営体質を強化していることなども伺いました。

NTT東日本では、それまでの提案に対して質問項目による確認のほか、次世代ネットワークNGNの現状と今後の見通し、2芯によるネットワークシステムの概要について、さらに放送と通信の融合では、各事業者の関係と役割についての説明があり、特に、NTTは放送を伝送する通信事業者であって、提供する放送事業者ではないという基本的な立場の説明がありました。

また、中山間地などの不採算エリアの整備については、NTT独自の整備は、現在のところ困難との見解も示されました。

10月2日の両社での調査では、糸魚川市に対するそれまでの提案に対して、状況の変化などで変更があるかどうか、また、新たな方式による今後の提案の可能性を模索する調査でもありました。

両社とも基本機能の提案はそのまま生きているというものの、価格変動等でその都度の積算が必要になるという説明がありました。新機能を加える可能性や新たな方式については、正式な提案はなかったものの、法改正などもあり可能性があることを示唆をいたしました。

次に、ことし2月12日の東京のNTTグループNOTEでの調査ではありますが、NTTの次世代ネットワークと言われるNGNについては、システムの説明を受けました。

要約しますと、NGNは通信速度や品質が保証されるなど、従来のIP通信網に比べて安全性や安定性ですぐれている高速大容量通信網といわれているということから、IP電話の音質向上や地上デジタル放送の番組ネット配信、遠隔医療など幅広い利用が見込まれるとして、NTTは既存の通信網を段階的にNGNに移行する方針であることを伺いました。

ただ、ことしは首都圏で供用を開始し、順次、全国に広げていきたいとしているものの、整備しなくてはならない条件が多く、2011年の地上デジタル化に間に合うシステムかどうか、若干疑問が残っております。

NGNにつきましては、昨年、机上での説明は受けているものの、新しいシステムだけに理解できない点も多く、実際にサービスが運用されている状況を確認する必要があったものであります。ただ、2月の時点で、まだ商用化されていないことから、NTTグループショールームNOTEで具体的に体験できる空間を使って、サービスをわかりやすく解説していただいたものであります。

2月13日の長野県須坂市の須高ケーブルテレビ株式会社での調査ではありますが、CATV方式での具体的な運用の実際を研修してまいりました。須高CATVの場合、運営は第三セクターで行っており、50%の加入率でかなり踏み込んだ活動が注目されております。

現在及び将来の課題はという質問に対して、ケーブルテレビのノウハウのない行政では大変難しい事業で、運営するには地域とうまく連携し、のめり込むほどの情熱と、まとめる能力と、やりがいを持った人材を配置しなければならないことを強調されていきました。CATV事業に対する情熱の高さとともに、レベルの高さを実感してまいりました。

今回の調査は、CATVのソフト面についての重要性について再三議論しながらも、調査が不足していたことから実施したもので、地域情報を扱う現場の自信にあふれた姿勢から、機能を十分活用したソフト面がかぎを握ることを改めて確認をしてまいりました。

一連の市外調査を実施し、改めて地域情報の重要性、必要性を実感するとともに、具体化に向けた市の取り組みに期待するところであります。

以上で、市外調査の報告を終わります。

1点、おわびして訂正を申し上げます。

上越ケーブルビジョンからの説明の中の、この中で金額を23億円の事業費とすると「5億7,500万円」と言うべきところを、「5億7,000万円」と言ったということでありまして。数字の訂正であります。5億7,500万円が正確な数字であります。

しかし、これも明確な数字ではなくて、大まかな目安であるということにつきまして、よくご理解をいただきたいというふうに思っております。

以上、訂正申し上げます。

議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

日程第4．議案第131号から同第134号まで、議案第136号、
議案第137号及び請願第1号

議長（五十嵐健一郎君）

日程第4、議案第131号から同第134号まで、議案第136号、議案第137号及び請願第1号を一括議題といたします。

本案については休会中、総務財政常任委員会が開かれ審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

倉又 稔総務財政常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

倉又委員長。〔13番 倉又 稔君登壇〕

13番（倉又 稔君）

本定例会初日の本会議において、総務財政常任委員会に付託されました案件は、議案第131号から同第134号まで、議案第136号、同第137号、同第140号の議案7件であります。

審査は、去る6月12日に終了していますので、その経過と結果についてご報告いたします。

結果は、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、議案7件についてはいずれも原案可決であります。

なお、継続審査となっておりました請願第1号、住民の安全と暮らしに直結した国の地方出先機関を統廃合することの見直しを求める請願につきましては、不採択であります。

審査の過程における主な事項について、ご報告いたします。

議案第131号、糸魚川市一般職の任期付職員の採用に関する条例の制定については、委員から、臨時職員と任期付職員はどう違うのか。また、任期は5年を上限とするとの説明だが、条例案には上限の定めがない。なぜ上限が5年なのかとの質問に対しては、任用期間中の給料は一般職の給料表を適用。期末手当、勤勉手当等も支給され、諸手当も職員に準じ支給される。また、共済組合等への加入も可能になる。

5年の上限については、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の中で、上限が5年と定められているとの答弁がありました。

他の委員から、民間企業で優秀な人材は給料も高い。任期付職員の身分は、民間企業に所属したまま、市が企業に人件費を支払う形になるのかとの質問には、所属企業と市との協定等で派遣してもらうのではなく、あくまでも市と個人との関係になるとの答弁に対し、さらに、個人が企業から任期付職員としてもらったとして、その間の昇級、昇格が望めなくなったり、再び企業に戻れなくなる可能性があり、本当に有能な人材を任期付で呼べるかは疑問であるとの意見がありました。

議案第132号、糸魚川市男女共同参画推進委員会条例の制定については、委員より、平成20年度の一般会計予算で、既に男女共同参画推進委員の報酬が予算化されていた。それを考えると、この条例は3月定例会に提出すべきではないかとの質問には、当初予算の段階では、要綱の制定の中で推進委員会を設け推進する予定であったが、県内の情勢等を検討した結果、条例制定の上、推進を図っていくことに決定したとの答弁でした。

議案第136号、契約の締結については、委員より、美山陸上競技場の沈下対策の補償はどうなっているか。また、第3種公認との関係はどうかとの問いに、今後20年ほどの間に、20ミリメートルの沈下が起こる可能性を織り込んである。現在、最高で194ミリメートルが沈下しているが、5年前の検定時には、100ミリメートル以上沈下している状況で検定が通っていることを考えると、20ミリメートル程度の沈下は、問題ないものと考えたとの答弁でした。

請願第1号、住民の安全と暮らしに直結した国の地方出先機関を統廃合することの見直しを求める請願については、3月定例会において継続審査となっていたものですが、本市では、労働基準監督署が既に統合されなくなっているように、地方の国の出先機関だけが切り捨てられることは市民サービスの後退であり、請願趣旨に賛成するという意見と、行政改革の推進と言いながら国家公務員の数は減っていない。地方でできる事務は国から県や市に移譲してもらい、改革すべきは改革する必要があるという反対意見が並行しており、この後、継続して審査をしたとしても意見の一致をみるのが困難なことから、起立採決の結果、起立少数により不採択に決しました。

このほかにも、活発な質疑、意見はありましたが、特段報告すべき事項はありません。

以上、総務財政常任委員会審査報告を終わります。

議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

鈴木議員。

19番（鈴木勢子君）

委員長に2点お尋ねいたします。

まず、1点目であります。報告の中で20年度予算計上とのかかわりがありましたが、これまでもこの男女共同参画推進委員というのは、合併後も推進委員はありました。それでなぜこの時期に推進委員がありながら条例が出てきたのか。今、20年度ではなくて、ですからもっと早い時期に条例をつくるべきではなかったかということです。

それから2点目ですけども、本条の第3条に10名以内の委員をもってというふうに明記してあります。これは要するに、この男女共同参画を推進する委員ですので、策定委員と数字を考えれば、当然推進を市内においてしていくという立場で10名以内というのは、私は非常に少ないと思うし、他市の状況を見ても、この数字に関しては委員会では論議がなかったのか。この2点についてお尋ねをいたします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

倉又委員長。〔13番 倉又 稔君登壇〕

13番（倉又 稔君）

平成17年3月に要綱ができております。その平成17年当時に要綱が制定され、その要綱に従って今ほどの推進委員を選任してきたわけですけども、それについて要綱の中では15名以内ということになっておりますけども、現在は5名ということで、その条例を制定にするに関して、当初予算に盛ってあった予算は5名分の予算であって、今回、条例制定するに関して今ほど言われたとおり10名以内ということですから、5名分の補正予算を今定例会に同時に提出したということで、10名の関係に関しては、今15名以内と言っておりますけども実質的に5名ですから、最終的には5名増員の10名という報告を受けております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

鈴木議員。

19番（鈴木勢子君）

わかりました。

私は当日の委員会、時間的な都合で傍聴できなかったものですから、あえてこの場で質問をさせていただきましたが、まず、推進をするというところでは異論がないということをお願いしたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

議長（五十嵐健一郎君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

新保峰孝議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

新保議員。〔29番 新保峰孝君登壇〕

29番（新保峰孝君）

請願第1号、住民の安全と暮らしに直結した国の地方出先機関を統廃合することの見直しを求める請願について、基本的に賛成であります。

我が国は地震、台風、集中豪雨などの自然災害が多く、7.11水害、7.13水害、中越大震災、中越沖地震、直近の岩手・宮城内陸地震など災害に脆弱な国土となっており、国の出先機関である地方整備局は重要な役割を果たしております。災害の多い当市にとっては、大事な存在であります。

一方、派遣、請負など不安定雇用、長時間過密労働など、雇用に起因するさまざまな問題が起こっており、労働基準監督署、公共職業安定所は必須の機関であります。法務局もしかりであります。

既に統廃合は進められておりますが、さらに地方分権の名で国の地方出先機関が統廃合されるならば、東京都の半分という広い面積の当市にとって、住民サービスの低下は避けられないものと考えます。

地方への移譲と言っても、県の出先機関の統廃合のこともあります。労働基準監督署の例でもわかるとおり、早くからの対応が必要と考えるものであります。

住民財産の保全、雇用の創出と安定など重要な役割を担っている国の地方出先機関の統廃合を見直し、住民サービスの引き下げを行わないことを求める本請願は、市民の願いに合致するものと考えますので賛成であります。

以上であります。

議長（五十嵐健一郎君）

次に、松尾徹郎議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

松尾議員。〔25番 松尾徹郎君登壇〕

25番（松尾徹郎君）

請願第1号、住民の安全と暮らしに直結した国の地方出先機関を統廃合することの見直しを求める請願について、反対の立場で意見を申し上げます。

地方分権が叫ばれてから久しく、また、国家財政の危機を回避するべく行財政改革が、当面する最大の課題であると言われながらも、現在、国家公務員数は約33万人と言われており、そのうち

約3分の2の職員が地方出先機関に配属されていると聞きます。また、地方出先機関の数は、各ブロック別で92、都道府県においては、実に3,428機関あると言われております。

一方、対象となる地方出先機関の職員、約9万6,000人のうち2万人程度は国に残し、約5万5,000人を都道府県職員として異動させ、残る2万人強は削減可能であるとマスコミでも報道されております。

地方分権推進委員会でも盛んに議論されているように国家財政の危機に直面し、積極的に行革を推進し、早急に国家を再建しなければならないこの時期に、果たして3,500以上にものぼる国の出先機関が必要なのかどうか、甚だ疑問に思うところであります。

各省庁の地方出先機関の業務は、多くの点で都道府県の業務と重複するものがあり、二重行政、三重行政と言われるぐらい、多くのむだと弊害があるようにも思います。これら業務の重複部分を、今こそ行政改革の名のもとに都道府県、あるいは市町村に権限と財源を移譲してもよい部分が相当数あると考えます。国が直接やらなければならない業務と道州制を考慮に入れながら、直接住民とのかかわりの深い都道府県や市町村がやるべき業務を、いま一度我々も考えるべきときに来ていると思います。

国は各種税を見直すことだけを考えるのではなく、事業の見直しと事業効果を考えた上での歳出削減により、本来の意味での行政改革と地方分権を今こそ積極的に推し進めるべきだと考えます。

以上の観点から、私は請願第1号に反対するものであります。

議長（五十嵐健一郎君）

以上で、通告による討論を終わりました。

ほかに討論の通告はありません。

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第131号、糸魚川市一般職の任期付職員の採用に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第132号、糸魚川市男女共同参画推進委員会条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第133号、糸魚川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第134号、糸魚川市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第136号、契約の締結についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第137号、財産の取得についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、請願第1号、住民の安全と暮らしに直結した国の地方出先機関を統廃合することの見直しを求める請願についてを採決いたします。

本請願に対する採決は起立により行います。

本請願に対する委員長の報告は不採択であります。

本請願を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

議長（五十嵐健一郎君）

起立少数であります。

よって、本請願は不採択とすることに決しました。

11時5分まで暫時休憩いたします。

午前10時56分 休憩

午前11時05分 開議

議長（五十嵐健一郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

日程第 5 . 議案第 1 3 8 号、議案第 1 3 9 号及び同第 1 4 1 号並びに請願第 2 号、
請願第 3 号及び発議第 7 号

議長（五十嵐健一郎君）

日程第 5、議案第 1 3 8 号、議案第 1 3 9 号及び同第 1 4 1 号並びに請願第 2 号、請願第 3 号及び発議第 7 号を一括議題といたします。

本案については休会中、建設産業常任委員会が開かれ審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

なお、関連して発議第 7 号の説明を求めます。

保坂良一建設産業常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

保坂委員長。〔 1 1 番 保坂良一君登壇 〕

1 1 番（保坂良一君）

本定例会初日に、当建設産業常任委員会に付託されました案件は、議案第 1 3 8 号、議案第 1 3 9 号及び同第 1 4 1 号、請願第 2 号及び同第 3 号の議案 3 件、請願 2 件であります。

去る 6 月 1 3 日に審査が終了しておりますので、その経過と結果につきましてご報告いたします。

結果は、お手元に配付の委員会審査報告書のとおり、議案 3 件についてはいずれも原案可決、請願第 2 号については採択、請願第 3 号については不採択であります。

審査の過程において若干の質疑がなされておりますが、特段報告する事項はありません。

次に、請願第 2 号、北陸新幹線開業に伴う並行在来線に対する支援に関する請願が採択されたことにより、本請願は意見書提出を願意としていることから、発議第 7 号、北陸新幹線開業に伴う並行在来線に対する支援に関する意見書を提出いたします。

これより提案説明を行います。

北陸新幹線は、国土の均衡ある発展と活力に満ちた地域社会の振興に大きく寄与するとともに、東海道新幹線の代替補完機能を有することから、災害に強い国土整備にも資する社会基盤として、平成 2 6 年度末長野・金沢間の開通に向けて着実に建設が進められているところであります。

北陸新幹線開業に伴い、新潟県では並行在来線として、信越本線直江津・長野県境間及び北陸本線直江津・富山県境間の 2 線区が、それぞれ東日本旅客鉄道株式会社及び西日本旅客鉄道株式会社から経営分離されることとなるが、本県及び沿線 3 市が設置した「並行在来線のあり方懇談会」が平成 1 9 年 1 月に取りまとめた報告書では、開業 3 0 年間の公共負担を 3 8 6 億円と見込むなど、分離後の並行在来線の運営は非常に厳しいものとなることが想定されている。

よって国会並びに政府においては、北陸新幹線が国家プロジェクトであることにかんがみ、その結果として経営分離される並行在来線の安定した運営のため、初期投資に対する起債充当及び交付税措置、収益性に基づいた価額による資産譲渡実現への格別な配慮、貨物鉄道路線使用料に関する調整制度の充実などの支援策を講じるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣及び国土交通大臣へ意見書を提出します。

以上で、建設産業常任委員会の報告を終わります。

議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

発議第7号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

新保峰孝議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

新保議員。〔29番 新保峰孝君登壇〕

29番（新保峰孝君）

請願第3号、ミニマムアクセス米の輸入停止を求める請願について賛成討論を行います。

米や穀物価格の高騰が世界的に深刻な影響を及ぼしております。エジプト、カメルーン、エチオピア、インドネシア、フィリピン、ハイチ等々、多くの途上国での食糧暴動が報道されております。

我が国においても小麦、トウモロコシ、大豆などの輸入穀物を原料とする食品の値上がりが続き、畜産農家においても飼料用穀物が高くて確保できない事態も生まれております。国連事務総長は新たな飢餓の広がりに重大な懸念を示し、異例とも言える問題解決のための支援を呼びかけました。

日本の食料自給率は、カロリーベースで1965年、73%だったものが、今では39%にまで下がり、この先の動きに対して国民の不安が広がっております。

食糧価格高騰の原因は、地球温暖化による間伐と豪雨、猛暑と寒波といった極端な気候の変動による生産の不安定化、世界人口の3分の1を占めるインドと中国など発展途上と言われる国々の経済成長、人口増に伴う需要の急増、バイオ燃料エタノールの生産増によるトウモロコシの爆発的な需要増、大量の投機資金が穀物市場に流れ込んで、異常な高騰を引き起こしているという複合的な要因が指摘されております。このように原因が複合的で構造的であるだけに、価格高騰の長期化は避けられず、今後、影響はさらに深刻化することが懸念されております。

日本において米は国内自給率100%の数少ない国民の主食作物であります。自給率が100%

を超えていることから生産調整が行われ、耕作放棄地も年々ふえております。その一方で、ミニマムアクセス米と称して、毎年77万トンが輸入されているわけであります。世界の穀物不足が食糧暴動さえ引き起こしているときに、国内で足りているにもかかわらず、ミニマムアクセス米の輸入を続けるということは、米など食糧不足で本当に困っている国々の輸入分を、結果的に日本が取ってしまうということになり、人道上からも問題があると言わざるを得ません。同時に、国際的な価格の高騰に加担することにもなりかねないものであります。

この3年間で、小麦の国際市場価格は3.3倍、大豆は2.5倍、トウモロコシは2.5倍になり、米の国際価格はわずか数カ月で、2倍になったとのことであります。穀物不足が暴動さえ引き起こしているとき、国内では過剰といって減反を強化し、農地を荒らしながら米を輸入する。このようなことは許されるものではありません。

輸入小麦が値上がりした影響でパン、麺が高くなり、ご飯に消費が移ってきていることも最近の特徴とのことでありますが、異常に低い食料自給率を引き上げるのは、世界に対する日本の責任であります。請願事項にあるミニマムアクセス米の輸入を一時中断し、制度の見直しをWTO交渉の場で協力に働きかけることは時宜にかなったものと考えますので、賛成するものであります。

以上であります。

議長（五十嵐健一郎君）

以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論の通告はありません。

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第138号、市道の廃止についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第139号、市道の認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第141号、平成20年度糸魚川市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

この際、議事の都合により発議第7号、北陸新幹線開業に伴う並行在来線に対する支援に関する意見書を先議いたします。

おはかりいたします。

これより発議第7号、北陸新幹線開業に伴う並行在来線に対する支援に関する意見書を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

なお、このことにより請願第2号、北陸新幹線開業に伴う並行在来線に対する支援に関する請願については、採択すべきものとみなします。

次に、請願第3号、ミニマムアクセス米の輸入停止を求める請願についてを採決いたします。

本請願に対する採決は起立により行います。

本請願に対する委員長の報告は不採択であります。

本請願を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

議長（五十嵐健一郎君）

起立少数であります。

よって、本請願は不採択とすることに決しました。

+

日程第6．議案第135号、陳情第8号及び発議第8号

議長（五十嵐健一郎君）

日程第6、議案第135号、陳情第8号及び発議第8号を一括議題といたします。

本案については休会中、文教民生常任委員会が開かれ審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

なお、関連して発議第8号の説明を求めます。

斉藤伸一文教民生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

斉藤委員長。〔16番 斉藤伸一君登壇〕

16番（斉藤伸一君）

本定例会初日に、文教民生常任委員会に付託されました案件は、議案第135号、陳情第7号及び同第8号の3件であります。

去る6月16日に審査を終了しておりますので、その経過と結果につきましてご報告申し上げます。

結果につきましては、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、議案については原案可決、陳情

第7号は継続審査、陳情第8号につきましては採択であります。

審査の過程における主な事項についてご報告いたします。

議案第135号、糸魚川市医師養成資金貸与条例の制定については、担当課より市内の病院に従事しようとする医学生に対し医師養成資金を貸与するため、必要な事項を定めた条例について説明がなされ、委員より多くの質疑がなされましたが、主だったものとして

(1) 医師養成資金の貸与を受けようとしている者と生計を一にする家族、またはこれにかわって家計を支えている者の年収の合計金額を1,500万円未満と所得制限を設けているが、1,500万円とした根拠についての質問では、新潟県と平成17年度から実施をしている共同の医師養成修学資金についても1,500万円の所得制限であるとの答弁。

(2) 貸与金額を月額30万円とした根拠についての質問には、公立・私立医科大学の平均授業料、生活費等を参考にした。また、県と共同で実施している医師養成修学資金が30万円である。中には先進事例として40万円というところもあるが、今の段階では私立医科大学の授業料30万円くらいが妥当としたとの答弁。

(3) 規則や運用基準の策定についての問いには、策定する予定であるとの答弁。

(4) 日本全国からこの条例を使って医師を確保することのことだが、市民の中から医学部で勉強している人たちの把握等を含めた取り組み強化についての質問では、学校に出向いて進路相談の担当にこういう制度を制定するとか、医学部を目指す人は何人ぐらいいるのかという確認をさせてもらい、市の事情を話してなるべく医学部に行き、そして市に戻ってきてもらいたいという願いをさせてもらっており、条例が策定されれば具体的なお願いもしやすくなる。

また、進路指導の方を通じて、どこの大学の医学部に行っているかなどについても、できる範囲で情報収集に努めていきたい。経済的な負担のある人となない人については、市の出身の学生を気持ちの上では最優先したいと思っているとの答弁がなされております。

委員からは、利用する側に立った制度を作っていかなければならない。今後、この条例が通ったとしても早い時期にただし書きをつけるとか、例外措置を設ける等のことをすべきとの意見や、実際に医学部に通う人数としてはさほどいるとは思っていない。こういった条件をつけてしまうと利用する率も下がると思われ、各家庭の諸事情も考えた場合、有効に使っていただきたいという面から、今回反対するものではないが、今後も柔軟な対応をしていくという方針を持って臨んでもらいたいとの要望と、規則等で何らかの対応をしていただき、使いやすい制度にしてもらいたいとの要望がなされております。

委員会としては、委員の意見を踏まえ集約として、「医師養成資金の貸与については、この制度を利用したいと思う人の立場に立った運用を行うと同時に、市内の状況を把握し、市内外にあらゆる手段を使って積極的にPRに努めること。」とし、原案可決しております。

続きまして、陳情第8号、へき地級地見直しに関する陳情につきましては、意義なく採択いたしております。

これにより本陳情は意見書提出を願意としていることから、発議第8号を提出いたします。

これより提案説明を行います。

級地指定見直しは6年ごとになっており、本来であれば昨年度見直しの時期でしたが、文部科学省は中央教育審議会では教職員給与が議論されていることを理由に、見直しを1年先延ばしました。

そのため、へき地級地見直しについては今年度調査を実施し、2009年1月から新級地となる予定です。今回の見直しで文部科学省は、山間部や遠距離通勤者を問題視しています。そのため、多くのへき地校が級地引き下げとなることが危惧されます。

へき地教育振興法第1条では、「この法律は、教育の機会均等の趣旨に基づき、かつ、へき地における教育の特殊事情にかんがみ、国及び地方公共団体がへき地における教育を振興するために実施しなければならない諸施策を明らかにし、もって、へき地における教育の水準の向上を図ることを目的とする。」と明記しています。

同法第5条の2で規定されているへき地手当は、教育の機会均等の趣旨に基づき、へき地校における教育水準の向上を図るため、優秀な教職員を確保するために設けられているものです。

現在、へき地をめぐる教育環境は、人口減少や情報及び文化的諸施設等の大都市集中化の中で、ますます厳しいものになっています。交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない離島、多雪地帯に所在することによる不便さや、現行の級地指定基準が必ずしも実情に合っていない状況もあります。こうした中で、へき地の教育を守るため、地域の保護者、教職員からの改善要望が高まっています。

この間、都市部とのいわゆる相対的へき地性を一層拡大し、とりわけ離島、多雪地帯等の人事異動に一層の困難をきたしています。へき地校に勤務する教職員は学校での授業と同時に、地域社会と密接な連携をとって子供たちの教育に当たっています。現行の級地が引き下げられるならば、国等からの補助金の有無も含め、今でさえさまざまな困難性を持つへき地の教育が一層困難になることが考えられ、へき地教育振興法における教育の機会均等の趣旨に反することになります。

へき地級地見直しに当たっては、へき地の実情を考慮し、へき地教育の振興と教育の機会均等を保障する見直しが行われることを要望します。特に、離島の状況や山間部の積雪の状況等については十分に考慮することを強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、新潟県人事委員会委員長及び新潟県教育委員会教育長へ意見書を提出します。

以上で文教民生常任委員会報告を終わります。

議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

発議第8号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告がありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第135号、糸魚川市医師養成資金貸与条例の制定についてを採決いたします。
本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

この際、議事の都合により発議第8号、へき地級地見直しに関する意見書を先議いたします。
おはかりいたします。

これより発議第8号、へき地級地見直しに関する意見書を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

なお、このことにより陳情第8号、へき地級地見直しに関する陳情については、採択すべきものとみなします。

+

+

日程第7．議案第140号

議長（五十嵐健一郎君）

日程第7、議案第140号、平成20年度糸魚川市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案については休会中、それぞれ常任委員会が開かれ審査を行っておりますので、その経過と結果について、委員長の報告を求めます。

倉又 稔総務財政常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

倉又委員長。〔13番 倉又 稔君登壇〕

13番（倉又 稔君）

議案第140号、平成20年度糸魚川市一般会計補正予算（第1号）のうち、総務財政常任委員会に分割付託となりました関係部分につきましては、去る6月12日に審査が終了していますので、その経過と結果について、ご報告いたします。

結果は、お手元配付の委員会審査報告書のとおり原案可決であります。

審査の過程で若干の質疑はありましたが、特段報告すべき事項はありません。

以上、総務財政常任委員会報告を終わります。

議長（五十嵐健一郎君）

次に、保坂良一建設産業常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

保坂委員長。〔 11番 保坂良一君登壇〕

11番（保坂良一君）

議案第140号、平成20年度糸魚川市一般会計補正予算（第1号）のうち、当建設産業常任委員会に分割付託となりました関係部分については、去る6月13日に審査が終了しておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

結果につきましては、委員会審査報告書のとおり原案可決であります。

審査の過程における主な事項についてご報告いたします。

商工観光課関係では、7款1項2目、商工業振興費の中心商店街等活性化事業において、商店街組合である中央通り協和会が市道南本町線整備事業にあわせ、老朽化した街路装飾灯16基を取りかえることが意思決定され、糸魚川市商工業振興補助金交付要綱に基づき商店街近代化共同施設設置補助金として、総事業費の50%で上限1,000万円を補助するとの説明がありました。

北陸新幹線開業までに電線地中化も行ってもらいたいが、セットで取り組むことはできないのかとの質問に対して、糸魚川停車場線については駅前銀座商店街の皆さんが意思決定をされて県に申請を上げたところであるが、中央通り協和会の皆さんはまだ意思決定はされておらず、今後の課題として意思決定も含め庁内で協議を行い、いつごろからその事業ができるのか、十分検討させていただきたいとの答弁がありました。

このほかにも質疑が行われましたが、特段報告する事項はありません。

以上で、建設産業常任委員会の報告を終わります。

議長（五十嵐健一郎君）

次に、斉藤伸一文教民生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

斉藤委員長。〔 16番 斉藤伸一君登壇〕

16番（斉藤伸一君）

議案第140号、平成20年度糸魚川市一般会計補正予算（第1号）につきまして、当文教民生常任委員会に分割付託となりました関係部分について、去る6月16日に審査が終了しておりますので、その経過と結果につきましてご報告申し上げます。

なお、結果につきましては、お手元に配付の委員会審査報告書のとおり原案可決であります。

経過については、若干の質疑がなされましたが、特段報告する事項はなく可決しております。

以上で、文教民生常任委員会の報告を終わります。

議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの各委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第140号、平成20年度系魚川市一般会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認め、よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第8．閉会中の継続審査及び調査について

議長（五十嵐健一郎君）

日程第8、閉会中の継続審査及び調査についてを議題といたします。

総務財政常任委員長、建設産業常任委員長、文教民生常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第104条の規定によりお手元に配付してあります申出書のとおり、閉会中の継続審査及び調査の申し出があります。

おはかりいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査に付することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査に付することに決しました。

日程第9．系魚川市農業委員会委員の推薦について

議長（五十嵐健一郎君）

日程第9、系魚川市農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

おはかりいたします。

農業委員会等に関する法律第12条第2項の規定により、議会が推薦する2名の委員については、議長において指名することにいたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については議長において指名することに決しました。

指名いたします。

糸魚川市農業委員会委員に、糸魚川市大字東塚2603番地、比護フサ子さん。糸魚川市大字上路1012番地、高澤マスさん。

以上、2名を指名いたします。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました比護フサ子さん、高澤マスさん。以上、2名の方を推進することに決しました。

以上で、本定例会の全日程が終了いたしました。

小松教育長から発言を求められておりますので、この際これを許します。

小松教育長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

小松教育長。〔教育長 小松敏彦君登壇〕

教育長（小松敏彦君）

発言の機会をいただきまして、学校事務における1件の事故についてご報告を申し上げます。

日本スポーツ振興センター、以前は学校安全会と言っていたものでありますが、この災害共済給付金申請事務にかかる事故についてご報告を申し上げます。

児童生徒が学校管理下で、けが等の災害を負った場合、学校からの申請によって治療にかかった医療費の一部が、災害共済給付金として保護者に支払われる制度がございます。

能生中学校では、平成17年度から平成19年度の3年間、この災害共済給付金の申請事務を行っていなかったことが4月に判明いたしました。そこで在校生や卒業生の家庭を訪問し調査を行いましたところ、災害共済給付に該当する災害の件数及び金額が、3年間の合計で103件、94万円余りであることがわかりました。明らかになった災害から、順次、災害共済給付金の申請を行っておりますが、保護者には給付金の支払いが遅延するという不利益を生じさせ、まことに申しわけなく思っております。

また、災害共済給付金の支払いは原則的に2年間で時効ということになっており、平成17年度分と18年度の4月分を合わせた42件、34万円余りが時効となる可能性があります。

教育委員会といたしましては、時効分につきましても日本スポーツ振興センターに支払いをお願いしておりますが、それが認められない場合には、この業務を担当しておりました関係教職員からの弁済金を充当し、本年度の一般会計から支出させていただきたいと存じます。

二度とこのような事故が起こらないよう、各学校の校長に校内体制の整備を指導するとともに、教育委員会でもチェック体制を整え、事故の再発防止に努めてまいります。

まことに申しわけありませんでした。

議長（五十嵐健一郎君）

閉会に当たり米田市長から発言を求められておりますので、この際これを許します。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

平成20年第2回市議会定例会の閉会に当たり、お礼を兼ねまして一言ごあいさつを申し上げます。

去る6月2日から本日までの長期間にわたりまして、多数の重要案件に慎重なご審議をいただきましたことに対し厚くお礼を申し上げます。

さて、この機会に当面する主要事項3点につきましてご報告申し上げます。

最初に、岩手・宮城内陸地震の対応についてご報告申し上げます。

今回、被災された岩手、宮城県をはじめとする全地域の皆様に対しまして、謹んでお見舞い申し上げます。

去る6月14日の8時43分ごろ、岩手・宮城県境を震源とするマグニチュード7.2、震度6強の地震が発生いたしました。

岩手県葛巻町と友好都市関係にありますことから、お見舞いと被災状況を問い合わせいたしたところ、幸いにも震度3で大きな被害はないとのことでありました。

なお、今回の地震は中山間地域に発生し、土砂災害や集落の孤立など同規模の地震が当市を襲った場合、類似の状況が想定されることから、被災状況を確認するとともに、救援物資による支援を行うため、本日、現地に職員を派遣いたしました。

2点目に、姫川流域コミュニティスポーツセンターの建設位置について、ご報告申し上げます。

姫川流域コミュニティスポーツセンターの建設につきましては、当初の計画では、平成20年度に建設する予定で、平成19年度に大字大野字榎田地内の用地を買収させていただきました。

しかし、あるぺん村の活用が浮上してきましたことから、コミュニティスポーツセンターを含め、総合的に利用できるかどうかを庁内で検討してまいりました。

その結果、あるぺん村につきましては、コミュニティスポーツセンターと切り離して継続して検討することとし、コミュニティスポーツセンターは、当初予定地に建設することに決定いたしました。

なお、建設時期につきましては、平成20年度、21年度の2カ年で整備することといたしております。

最後に、平成19年度一般会計の決算概況について、ご報告申し上げます。

平成19年度一般会計の予算総額は、280億2,200万円となり、平成18年度からの繰越明許費を加えて、290億3,400万円であります。

決算見込みは、歳入総額286億7,000万円、歳出総額274億6,300万円で、差引12億700万円が平成20年度へ繰越金となりました。このうち1億4,200万円は繰越明許費の財源としておりますので、実質の繰越金は10億6,500万円であります。

この繰越金につきましては、平成20年度当初予算で6億5,000万円を計上しておりますので、補正予算で計上できる留保額は4億1,500万円の見込みであります。

なお、市税の収納状況であります。税源移譲に伴い市県民税の税率が高くなっており、収納率

についての危惧があったことから、県税部との協力体制を強化するとともに、徴収嘱託員 2 名を採用するなど収納体制の強化を図ってまいりました。

その結果、平成 19 年度の現年課税分につきましては、市税全体の収納率で 99.1% を達成し、合併後、最も高い数値となりました。市民の皆様の納税に対するご理解に感謝するとともに、一層の努力をしてまいります。

以上、当面いたしております主要事項 3 点についてご報告を申し上げます。

議員各位をはじめ市民の皆様から一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、平成 20 年 9 月市議会定例会の招集日を、9 月 1 日（月曜日）とさせていただきたい予定であることをご報告申し上げ、閉会のごあいさつとさせていただきます。

大変、ありがとうございました。

議長（五十嵐健一郎君）

これもちまして、平成 20 年第 2 回糸魚川市議会定例会を閉会いたします。

長期間にわたり大変ご苦労さまでございました。

午前 11 時 45 分 閉会

+

+

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

議 員

議 員

+

+

+